

『初診に係わる選定療養費のお知らせ』

初診に係わる選定療養費 **2,200円（税込）**

【初診時選定療養費とは】

初期の治療は地域の医院・診療所等で行い、さらに高度・専門医療が必要なら、他の病院を紹介の上、受診していただきます。

『200床以上の病院を受診するときに、紹介状なしで、病院を直接受診すれば、選定療養費を保険診療費（初診料）とは別に請求することができる』として、診療所と病院の役割と機能分担を推進する目的で法に規定されたものです。

※当院は200床以上の病院となっております。

【選定療養費の対象者】

下記のいずれかに該当し、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方。

1. 当院を初めて受診する場合。
2. 以前に受診したことはあるが、既に治療期間が終了（治癒）した後に再度来院された場合。
3. 前回患者様が任意で診療を中止し、改めて受診される場合。

【選定療養費の非対象者】

1. 救急車両にて搬送された場合
2. 特定の疾病または障害により、各種公費負担の受給をされている場合
3. 特定健診、がん検診等の結果により、精密検査の指示があった場合
4. 重度心身障害者医療費助成制度の受給証を提示した場合
5. 労働災害、公務災害、受診する場合

2025年7月1日更新
吉川中央総合病院
院長